

## 会議議事録

会議名	2023（令和5）年度 第2回栗東市人権擁護審議会
開催日時	2024（令和6）年2月8日（木曜日） 14時00分～16時10分
開催場所	栗東市立図書館 大会議室
事務局等	市民部長 西村 滋城・人権政策課長 津野 辰実 人権政策課 山下係長 荒川主事
出席委員 （12名）	今井会長、大川委員、田中委員、前田委員、田代委員、 嶋林委員、富永委員、吉永委員、林委員、松田委員、藤崎委員、 澤委員
欠席委員 （2名）	平田副会長、山中委員
会議内容	協議事項等 2023（令和5）年度栗東市人権擁護計画実施計画取組状況 について  その他事項として学習会  DVD鑑賞「性の多様性とLGBT Q <sup>キュープラス</sup> + ～誰もが自分らしく生きるために～」
配布資料	<b>資料1</b> 栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧 <2023年度版>  <b>資料2</b> 栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答 <2023年度版>
傍聴者	0人（なし）
審議等内容	別紙のとおり

## 1. 開会

～事務局より開会のあいさつ～

～審議会成立の報告～

～栗東市人権擁護都市宣言～

## 2. あいさつ

～会 長あいさつ～

～竹村市長あいさつ～

## 3 協議事項等

～資料の確認～

①栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧<2023年度版>資料1 A3 縦

②栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答<2023年度版>資料2 A3 横

～協議事項等 案件～

2023（令和5）年度栗東市人権擁護計画取組状況について

\*資料1 栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧<2023年度版>

\*資料2 栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答<2023年度版>

～事務局より説明～ （担当）

会 長：それでは資料2を中心にしながら、各課の取組状況等につきまして、項目別に進めさせて頂こうと思いますがよろしいか。

資料2の1ページから、13ページまでの部分を一括してご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

G委 員：部落差別に関する現在の状況取り組み結果の評価、11ページ、ナンバー41番、企業内同和の関係で令和4年度から比べて令和5年度は、評価が4から3に下がっているということの理由としては、令和5年度の事務事業見直しにおいて、訪問を年2回から年1回に変えたことに伴い、評価が4から3になったというふうに理解しております。

令和4年度第2回の審議会でも提案させていただきました企業内同和については、訪問回数も重要だと思いますがそれ以上に誰と面談するか、企業内同和に取り組むのは各企業です。行政が（企業に）入って取り組むのではなく、各企業が取り組む必要があります。その企業の姿勢そのものについては、企業のトップ、経営者がどういう姿勢か、経営者により取組の内容は大きく変わってきます。経営者がきちっと認識しているか、していないか企業内同和に限らずほかの間

題も含めて企業の体質というものが問われることから、訪問回数ではなくて誰と面談するのか企業のトップの姿勢について認識をしてもらうことの繰り返しが重要かと思えます。そういう意味で目標の設定方法についても一旦決めても時代時代において変えていく必要があるのではないかと思います。

目標設定については回数よりむしろ面談した相手、その時に窓口の担当者、人事の担当と面談するだけでなくできるだけ上の層、部長に面談する。できれば経営者に面談するというように、どれだけ経営者に対して面談できたのか、経営者に対して訴えられたのかということについて、目標として設定すると回数が減っても中身がより濃くなっていくのではなかろうかと思う。

経営者と面談することは難しいですが、意識しながら積極的に訪問することを目標として掲げていき、企業の誰と面談したか、企業の職員・社員クラスから経営者クラスに移行していくという形で評価を見て、直していくということがあった方が、この企業内同和については、実質的な意味があるのではなかろうかと思う。今年度、評価が一段階下がっていますけども、そういうことも含めて評価を考えていった方がよいのではないかと思いますので、検討してもらえたらありがたいと思います。

会 長：今のご意見について、商工観光労政課いかがですか。

商工観光労政課：

目標設定を2回としておりますので、今回事務事業の見直しによって、目標設定3にはさせていただいたものの、先ほどG委員にご意見いただいたように、経営者とか人権啓発窓口担当者の方に、より対面でしっかりと経営者視点に立って、人権というものを真剣に考えて頂くことが必要だと思っております。

これは、県下一斉の企業訪問でして、実は19市町で、2回企業訪問を実施しているのは、湖南市と愛荘町と栗東市の3市のみになります。滋賀県でも、見直しを考えており、コロナ禍で3年間ほど企業訪問ができないなか、オンデマンド方式や、オンライン方式など、いろいろなやり方を見い出してきたところです。企業側と、職員側の負担軽減策を考えており栗東市の方も事務事業の見直しの中で1回減らすということではなく、人権がSDGsの重要課題にもなっているところからも絶対後退はしてはいけないことだと認識しております。例えば栗東市の事業所人権教育推進協議会が毎年スローガンコンテストをされそういったものが入ったクリアファイルを作成したり、訪問ではなくて研修をしたりできる、オンデマンド方式といったものを工夫しながら、取り組んでいきたいと思っておりますので、評価の方につきましては、3となっていますが、それが後退しない形で、維持はさせていただきたいと考えております。

会 長：負担軽減効率化ということで、回数が減っていつていることであろうかと思いますが、企業の社会的責任ということも言われておりますので、人権に関します部

分につきましては、企業の存続をも揺るがしかねないことから、人権の問題につきましては下がることのないように、対応していただけるよう、働きかけをよろしくお願い申しあげたいと思います。他に皆様方、同和問題の事柄でいかがでしょうか。

J 委員：資料2ですが、たくさん新規事業が掲載されています。これはどういう経緯があるのかよくわかりませんが、こういうことが抜けているなという意味合いでの新規事業なのか、裏付けっていいのか、見直しがあって、コロコロ変えていく、付け加えていくという姿勢なのか、その辺の姿勢なり考え方を教えていただけたらありがたい。

会長：新規と書かれています事柄について、継続と新規があろうかと思いますが、新規そのものについて見直しをいろいろされる中で、新たにこれは重点項目だということで、新規で取り上げてこられたのか、またはそこら辺はどういう意図なのかということをお尋ねだと思われます。網掛けの部分新規で上がっているところについて、なぜ新規にしたのかということだろうと思われますので、例えば、9ページの、34、35あたりの新規部分についてお答えいただければと思います。

人権政策課：

昨年度につきましては、栗東市のこちらの審議会の方で、第二次栗東市人権擁護計画の策定という内容で、個別計画を今回報告させていただいている内容について、ご審議をいただいたようなところがございましたので、新規という扱いで上げさせていただいたところです。

会長：今の回答でいかがですか。

J 委員：積極的に改善するところはしていこうという姿勢をいただいていると思います。かなりの件数が新規に入っているの、なかなか大変な作業だと思いました。

人権政策課：

こちらにつきましては、新たな内容について取り組んだものについて、新規ということで挙げる方法をとらせていただいている関係で、件数が多く上がっているようになっていますけれども、ご理解いただけたらと思います。

K 委員：ナンバー9の目標値は2項目ありまして、人権云々というのと、次の「又は」、この「又は」っていうのは非常にわかりにくいと思います。表現として9番、人権同和問題に関わる職場内研修の実施又は、組織外主催の研修への参加年2回以上となっている。この「又は」というのは例えば、ホームラン30本以上または打率3割以上といった場合。どちらかが達成できればいいのかなっていうふ

うになってしまうのですが、そうじゃなしに、どちらも達成するという場合はこの「又は」という表現は要らないのではないかなというふうに思います。

人事課：確かにここには、「又は」ということはふさわしくないと思いますので、その部分につきましては、削除させていただき両方とも進めていきたいと思います。

会長：前回も人事課のところの研修につきましては、2という評価だったというように思っているのですが、このことについては職場での研修が非常に大事だから、充実していくような取り組みにしていきたいという意味で今のようなK委員のご意見も出て来ようかと考えられますので、しっかりと、研修の充実と、職員の意識を高めていくための取り組みをお願い申し上げます。

会長：（F委員）十里まちづくりの話なんかもいろいろ出されてきておりますけれども、併せて、栗東市の中でも差別事象が起こっているという状況がある中で、しっかりと取り組みを進めていかなければならないと思ったりもするわけですが、委員のお立場から、この辺りにつきまして、ひとつ強いメッセージを送っていただけると心強いと思いますのでお願いします。

F委員：この前言わせてもらったところがあるのですが、最近、少し後退しているような雰囲気があるので、これ以上、これ以上、悪くはならないように、今日来ておられる課長さんや、部長も含めて、しっかりと取り組んでいただきたい。その代わり私らも、本当なら名前を出したくない十里まちづくりという名前まで出しているのだから市の職員としても市の方としても、しっかりと認識した上で、やってもらいたい。真剣にやって欲しい。

会長：市民の代表者の強い声だというふうに思いますので、部長回答をお願いします。

市民部長：部落差別につきましては、部落差別解消推進法にも載っている通り、行政の地方公共団体の責務として書いておりますし、国民が行政の責務というふうに認識しているところですので、決して後退することはないということで、考えております。時代の流れで、いろいろ変わってきたりしているところもございますので、時代に合った形で、なおかつ後退しないような行政を進めていきたいと考えております。

会長：次、14ページから、19ページまでの分野でのご意見を申し上げます。

まず19ページの68女性と書いておりますけれども、母子生活支援施設入所措置事業の中で、22、2023年度の実績としまして、DV相談支援件数73件延べと書いておりますが、昨年の事業を見ておりましたら、220というふうに数字が上がっていましたが、減った原因をどのように分析をさせていただいているのか。減

ったことが良いというふうに理解されて、評価4にされているのか、これは他に意図がありますよということでございましたら、子育て支援課で教えていただきたい。

子育て支援課：

DVの相談件数が昨年度に比べて減っているのはどういう風に分析されているかということですが、一口にDVといいますが、内容も多岐にわたっている部分がございます。また、重い軽いということは言えず、長く対応していかなければならないもの。割と単発的なものもあり、ちょっと件数では表せない部分があるのかと認識しております。

また、昨年度、令和4年度から比べて、件数が減っているから良いとかいうところでなくて、実務としては、相談されたことに対しては真摯に、1件ずつ対応をさせていただいているというのが現状です。実際のところ、件数が減っている理由というののもちょっとわかりかねる部分もあるのですけれども、対応は個々の内容に応じさせていただいているところです。

評価の方が上がっているということなのですけれども、実際のところ支援措置、母子生活支援施設の方での入所ですとか、そういうものに至るまでの、対応などがございまして、各課、関係課とも協議しながら進めていったりしたことの経緯を踏まえて、数値として挙げさせていただいております。

会 長：DVを受けているのか受けていないのかという意識を、なかなか自分で認識しづらい方も中にはあるのではないかというふうに思われたりもしますが、そういうふうな人達の声も含めて、幅広く市民の皆様方の悩みみたいなものを受けとめていただけるような形で、取り組みを進めていただけるようお願い申し上げます。

子育て支援課：

おっしゃる通りです。

会 長：(N委員)

ひきつづき、ご意見を賜わるようなことがございましたら、お願いできますか。

N 委員：子供たちは、抑制力がこの30年間位すごく落ちているということですが、それは親が原因とか何とかというような話があります。親が余りにも関わり過ぎて、子どもはまた親に頼り過ぎてという話があります。DVなんかでも、刺激的、強力的なDVが多いということを書いていたので、件数とか単発的なものか、長期的なものかでいろいろなこと判断していただいて、取り扱っていただけたらと思います。

会 長：今の質問に対して、子育て支援課で、コメントいただけませんか。

子育て支援課：

おっしゃる通り、DVに関しては、いろいろ内容がございます。身体的なもの、あるいは経済的なもの、いろんな要因が含まれているものがございますので、それぞれのご相談に対して、真摯に取り組んで参りたいと思います。

会 長：それでは、次は子どもの人権、19 ページから 22 ページの中で、ご意見を願います。

D 委員：72 番の、要対協（要保護児童対策地域協議会）事業であります。評価が 4 という

ことで大変心強く見せていただいています。年々、子供たちの状況が大人や社会を取り巻く状況は厳しいものになっております。要対協に関わってくる子どもたちの、数も多いかと思えます。子どもももちろんですが、それ以前の妊娠時期ですとか、乳幼児の子育ての時期、割と集団の方に入ってくると、例えば虐待ですとか、ヤングケアラーだとかってというのは、割と把握しやすいかなというふうに思うのですが、要対協が担ってくださっている部分は、本当に子どもの命、人権に直結しておりますので、そのあたりご苦労いただけるかと思えます。人数、内容等について、私たちが参考になることがあれば教えていただきたいと思えます。

こども家庭センター：

児童虐待は、年々数は増えております。今年度からこども家庭センターということで、母子保健係と、家庭児童相談室が 1 つの課となりまして、母子保健の方では、妊娠期からの相談支援、伴走型相談支援といたしまして、妊娠届を出してこられた時から、経済的支援も含めてさせていただいております。そこでゼロ歳児とか、妊娠前から虐待にならないよう兆候をつかんで相談支援を行っていかうと努めています。虐待といえますと、心理的、身体、ネグレクト、性的虐待と種別があるのですが、こちらは心理的虐待が一番多い状態となっております。

会 長：要対協の中でいろいろ取組みをしていただいている部分あるかと思うのですが、高校を離れてからよく話題にされますケアリーバーと言われる、施設を離れてからの若者が非常に困っている状況があるのではないかということも課題には上がってきています。栗東市として、青年期に差しかかかっていく子たちの、こういうケアリーバー的な、悩みについて、要対協の中で審議していただくことはありますか。

高校や中学校を離れてしまうと、支援がなかなかしにくくなっていく。施設の中でサポートされていた子どもたちが、施設を離れてしまうと悩みごととかいっ

たものを聴いてもらえるのかと思いますときに、栗東市の方向性とか何らかの形の働きかけがあったら教えて欲しいなと思います。

こども家庭センター：

要保護児童対策地域協議会としては、対象年齢を18歳までとさせていただいていまして、要綱は設けてはおりません。ごきょうだいがいらっしゃることもありますので、下の子どもさんの関わりで話があることはございます。

会 長：離れてからの若者たちの中にもそういう悩みを持って生活し、苦勞しつつ、生きているというような状況のあることを視野に入れていただきながらご検討いただけるような場があれば大変ありがたいと思います。

D 委 員：86番。2月6日に、栗東市の青少年問題協議会という会議に参加をさせていただきました。そこで、少年センターの1年間の取り組み実績というのも報告をいただいで聞かせてもらいました。

そこで、今の子どもや青少年で、大きく課題になっているひとつが、SNSに関してのことでした。SNSからいじめに進んで、命とか人権に関して、本当にズタズタにするような言動に、なってしまうっていう、使い方の問題もあるのですが、そのことに対して、ここにはSNSという言葉が出てないと思いますが、この少年センターでは、そのことを十分認識なさって対応をしておられました。例えば学校に出向いて子どもたちにそういった授業を展開していることを聞かせていただきました。私が参加させていただいていましたので、皆さんにお伝えしたいと思いました。これは意見です。

会 長：ありがとうございます。少年センターいかがですか？

生涯学習課：

先日の会議で報告させていただいた中で、特に警察の方からもあったのですが、犯罪のきっかけがSNSでの繋がりというふうなことは、非常に問題視がされております。今D委員おっしゃっていただいたように、各小学校の方に回らせていただいて非行防止教室、小学校4年生を対象にさせていただいているのですが、その中で、SNSの危険性についてもしっかり啓発の方をさせていただいております。今後も、引き続き実施させていただきたいと考えております。

会 長：M委員、お願いします。

M 委 員：子育て支援について手厚い施策が計画されて、或いは実施されていることについていいことだと感謝しております。先ほどの会長、あるいはD委員の発言にも関



連しまして、87についてです。

ここは無職少年の進路についての支援ですけれども、残念ながら謙虚に2という評価をされているのですけれども、今の社会は、少子高齢化が進みあるいは各界で人材不足が嘆かれているのですけれども、子育て支援とともに、現在の青少年のあるべき姿をしっかりと見つめて、その支援をしていくことも非常に大事なことだと思います。

私が体験させていただいた一例ですけれども、ある少年が市内の高校を退学させられました。同じ事件に関わったのに、A少年は退学処分。他の少年はそうではありませんでした。A少年は「何で僕だけがこういうことになるんや」ということで、非常に激怒しまして、何か事があつたら、「殺したるか」というような言葉まで発していました。その時に少年センターの方が、非常に丁寧に、聞き取りをしてやってくださって、A少年の憤懣を解決させないことには、道は開けないということで、その高校に出向いて行って、対応が、なぜこのように違ったのかということ、少年が納得するところまで、説明してやってくれました。その子はもう、退学処分になりましたので、他の学校に転入するとか、そういうことは一切できませんでしたので、その高校の先生と少年センターの職員が、定時制も難しい。そこで、通信制の、高校で、単位を修得させて、同時に就業もしながら、本人は自分の目的であった一般大学試験に合格することができました。その後、自信を持ちまして、一生懸命取り組むことによって、現在は、ある情報関連会社の重要なポストにまで成長することができました。そこまでできたのは、当時の少年センターの方、高校の先生が綿密に連携をとりながら、本人の心に響くところまで、いろいろ話したり、一緒に出かけたり、一緒に勉強を重ねてくダサって、そういうエネルギーが湧いてきたのだと思います。

これから子育て支援と並行していろいろ悩みを持っている、あるいは中途退学した生徒そういう生徒にも、周りが真剣に寄り添うことによって、新たな就業であったり、勉学であったり、良い道が開けて、その子の持っている本来のよき力が発揮できるように思いますので、これから少年センターを核にしながら、地域、学校とも連携をして、幸い更生に励む人たちを励ます、協力する企業も、栗東市内には何社もありますので、そういうところとも連携して、こういう青少年の良き進路を支援していく。その両立が、望ましいな、そうであって欲しいなというように願う次第です。

会 長：大変あたたかく後押しをしていただける発言であったと思いますので、是非とも関係課の皆様方、お聞きいただいて進めていただきますようお願い申し上げます。

生涯学習課：

その事例については私も存じていませんでしたが、少年センターの職員もその当時と全員変わっていると思いますので、そういった気持ちを持ちながら、接し

ていくよう継続して取り組んで参りたいと考えております。本当にありがとうございます。

N 委員 : SNSのことですが、先ほどの話では悪いことが多かったですが、これを使うことによって学力が上がっているという話もありますし、これを良い方に学校の方から指導して使っていただけたら子どもたちの学力もすごく上がると思いますのでお願いしたいと思います。それからM委員の話ですが、企業の人がフリースクールみたいなものを作っていただけるような持っていき方はないのでしょうか。

外国では、一度退学しても、その子が改心したら、また復学できるような制度があるみたいですが日本にはそれがなくて、そういうのを企業の人で作っていただけたら、すごくいいと思います。

会 長 : この辺りはJ委員が非常にご苦労いただいている部分もあるように思いますので、一言お願いします。

J 委員 : 初期の頃はそういう子達をたくさん預かっていたのですが、ここ5、6年は大人の覚せい剤です。子どももちょっと大人になりかけの子どもも含めての覚せい剤です。少年センターの方でもいろいろと若者に対する教育を行っていただいています少年に関しましては、今は社会人として活動しているのですが、多くの方が親身に接することで、方向修正していくという事案をたくさん見てきましたので、優しく声をかけ呼びかけをしていただくと、また更生にも繋がっていくというふうに思っています。

会 長 : それでは、23 ページから 25 ページ高齢者の人権についてお願いします。  
高齢化社会の中で認知症を患われる方の数は、今後ますます増えていくのではないかと全国的に予測もされているところですが、そのことを考えていきますときに、より充実した働きかけがますます必要になってこようかと思われれます。長寿福祉課さんその辺りはどう認識され、今後取り組みを 4 から 5 へ向けていくためにはどうするか、ちょっと決意のほどお願いしたいと思います。

長寿福祉課 :

認知症の方々が増加していく、高齢者全体と言ったら変ですが、栗東市の方は、これからますます増えていく中で独居の方、認知症の方が増えていくという状況になっております。認知症の高齢者の方々のサポート支援という部分については、まず理解をする事が大事になってきます。

以前に比べますと、認知症っていうのが病気でこんな状況だということは皆さん、随分昔に比べてご理解いただいています、まだまだどう接したらいいのか、この行動をどう理解したらいいのかっていうところはできてないところもある

と思いますので、認知症サポーター養成講座ということで、認知症のことについて正しく知ってという部分で、学校にご協力をいただき、小学生に啓発、理解をいただく活動をさせていただいております。あと、認知症になっても、住み慣れたところで、共に暮らしていくということが、理解という部分にも繋がっていきます。認知症カフェを活用していますが、認知症カフェっていうと、認知症になられた方がいらっしゃるようなところみたいな印象があり、少し行きづらいとか、逆に敷居とかになっちゃうので、名称を認知症カフェと挙げずに活動されているところもあります。地域で居場所があるサロンへ実際行っておられる方で、継続で煩わしくても一緒に行けるという視点で担当業務を進めておりますので、一歩ずつ5に向かうようにさせていただけたらと思っております。

会 長：(H委員) 民生児童委員さんの立場から考えていきますと、栗東市は若い時代の市でありますけれど、今後高齢化に向いていくわけですが、そこを考えるとときに、見守りなど様々な形で取り組みされていることがあろうかと思っておりますの辺りでご意見をいただければと思います。

H 委 員：評価が4になっているのですが、僕は5に近い4ではないかなというように思っております。権利擁護支援の件、成年後見制度、そういったことが、特に生保の方については、いろんなアドバイスもいただいており、本当に良くしていただいていると思います。

高齢者の中で、最近今言ったような内容のことで、大変な人がおられますけども、いろんなアドバイスをもらいながら、私たちはつなぎということでやらさせていただきますけれども、僕は5に近い4かなというふうに思います。

会 長：後押しがございましたので、ぜひ力強い推進をお願いしたいと思います。

長寿福祉課：

皆さんの力もお借りしながら、5の方に向かっていきたいと思っております。

会 長：それでは、障がいのある人の人権について26ページから30ページまで、お願いします。

E 委 員：障がい福祉課の方は大変苦勞されているいろんなことをされていると思います。障がいのある方について、施策ということで栗東市手話講座委託事業というのが書いてあります。ナンバー107です、この目標について、受講者が20名、修了者が20名ということでこれは聴覚障がいのある方の人数なののでしょうか？

また、12月現在と来年度の見込みということで、(内容が) 難しくなってくるので、だんだん終了者が減ってくるというふうにかかれております。2020年に、栗東市手話言語条例というのが制定され手話は言語と認めるということも書かれております。その一番大事なことでありますので、手話をされる方、一般の方

がこのような講習の場を作っていただければと思います。

今手話サークル「オレンジデイズ」と「手と手」というサークルがあって、ここで手話の練習をしたりされているので、そういう場を市の方でたくさん作っていただければと思います。

人権政策課：

障がい福祉課の会議と、当会議が重なっておりまして、障がい福祉課が欠席となっております。私の知る範囲ですけれども、最初に言っていただいた手話講座につきましては、私も受講した事があります。誰でも申込みはいただくことができます。その他については、私の方では答えかねますので、障がい福祉課の方にご確認をさせていただきまして、ご回答をさせていただきたいと思います。

K 委員：ナンバー108番、障がいのある人下段の手話通訳ができる職員の配置2名。この部分が評価2なのですが、結果的に評価2ということですが、評価2の場合何が大事かというところ、この次年度に向けた課題、評価2に対して今後どうするかというところが大事になるのだと思います。ですからこの項目は、目標が手話配置2名に対して、これが未達である。じゃあどうするのかといった場合、もう少し間口を広げてその媒体を増やすであるとか、通訳、自分の職場ですね通訳者を増やすであるとかあるいは、他の行政と連携して手話ができる方をお願いするとか、あるいはオンラインで対応するとか、今回達成できなかったけど、次年度に向かってどうしていこうという所が大事なのでそういった観点で、検討していただけると次に繋がるというふうに思います。

会 長：大事なところですので是非、障がい福祉課に人権政策課長から、広くご意見の方も伝えていただきますようお願いいたします。

人権政策課長：

こちら私私の知る範囲ですが、2という評価については、手話通訳の配置が2名の所が未達という事の評価だと思いますが、おっしゃっていただいておりますように、オンラインでのタブレットを利用した通訳機なども使っていると聞いていますので、そのあたりも含めて、本日いただきましたご意見を障がい福祉課の方にお伝えさせていただきます。

会 長：今日会議が重なっているという事で、I委員さんが欠席をされていますがメッセージをいただいています。実際に障がいのある人が、社会参加をしていく上においていろんな所へ出ていくが、なかなか理解を十分に、社会の中が受け皿としてバリアフリーが本当にできているのか？または、合理的配慮を本当になされているのかとかいうようなことが非常に気になって自分としてはどうも差別の渦中の中にいるのではないかと。これが先だってひとつのイベントに参加したとき

に、まざまざと体験したというようにおっしゃっています。障がいのある人にとって、本当にやさしい栗東市として取り組みをされているのかということ、多分メッセージとして送られたかなと思ったのですが、今日は人権政策課長の方で、この辺りどういうふうを受けとめておられるのか、何らかの形でお返事いただけるようであればよろしくお願いします。

人権政策課：

皆さんからの貴重なご意見いただきまして、そちらの意見を参考にしながら、今後、栗東市としての取り組みについて、参考にさせていただきたいと思っております。

会 長：外国人の人権の 30 ページから 32 ページまでお願いします。重点項目が 142 番だけなのですが、全体に関わりまして、L 委員、このあたりで国際的な視野で何か人権について、こういう部分でもう少し力を入れてくれたらどうだろうか、この辺りはちょっと弱いのではないかというものを、日頃感じておられるようなことがありましたら、ご意見としてお願いできますか。

L 委 員：障がい者高齢者の問題は簡単にいかないと思うのです。それはなぜ簡単にいかないかといいますと、痴呆の問題もありましたけども、家族が隠したがるのです。そうでなく、もう少し傍の助けを得ていくとなりますと昔の両三軒両隣ではないのですけども、今は隣の方との接触はない、そういう社会の状況で、地域の状況の中でうまく痴呆問題、高齢者問題、障がい者問題がやっていけないかなと思うわけです。

同じように、日本に来ておられる外国人の方につきましても、なかなか私は、時世も込めてですが、国際交流協会は十分まだ機能してないと思います。余談ですけども、去年、NHKで朝ドラ『らんまん』がありました。私はずっと見ていて、最後に、主人公の万太郎さんがおっしゃったことがものすごく印象に残っているのですけれども、植物はどれひとつとして同じものがない。それぞれが一生懸命生きています。これが私は今人権の根本だと思えます。要はお互いが、相手を認め合っていく。その中で、どうしたらできるかということがあると思う。先日、京都新聞に掲載されていましたが、障がいのある方で 30 いくつの方でしたか、病気によって、突然朝両目が見えなくなったという方の記事が掲載していましたが、その方の話として印象に残っていることが、目が見えなくなったために、逆にいろんな方から声をかけてもらって、助かりました。うれしかったです。こういうことがございます。多分、健常者同士はそういうことはないと思う。しかし本当は健常者どうしてもそういうことが、声かけを助け合うということが必要じゃないかと。そのことが、外国人の日本に来ておられる方につきましても、対応していけたらなと、このように思っている次第です。

これから、交流協会のなかでも、いろいろ議論はされていくと思えますし、その

ためには行政のいろんな支援も必要になっていこうと思いますので、そのこともお願いしまして、ちょっと思いを述べさせていただきました。

会 長：今の国際交流の立場からいろいろご意見賜ったわけですが、実際に外国の方が企業の中にも多く栗東市の方でもおいでいただくのではないかと思います。K委員のところにおかれましても、おそらく多くの方が、働かれているのではないかと思います。外国籍の方の人権と言いましようか、そのあたりについて、うちはこういう感じで取り組んでいるというお話を聞かせていただくことができましたらお願いできますか。

K 委員：当事業所は、外国人実習生が68名在籍しています。人権というのは非常に大きな問題なのですが、一応会社として人権宣言というのをしています。差別のない人権に取り組んでいくと社長名で掲示して、それを一般社員に広く浸透させているというところ。そうはいうもののまだ古い考えの社員もいることは確かです。そういう人に対して、人権教育等を通じて改善していきたい。あと実習生は、日本人も外国籍もみんな同じなのだという考えで、問題が起こったときに判断するようにしています。

外国籍だからこうだとかじゃなしに、日本人の社員に対しても同じような基準、物差しで判断していくことを心がけています。

それとルールを説明する時には、単に会社のルールだから駄目だというのではなく、こうこうこういう理由で駄目なのだという理由をきっちり説明した上で、理解をしていただく。上から押し付けるのじゃなしに、安全に品質を維持して生産性を上げるという観点で、一緒に働いていこうという意識で彼らに接しています。

会 長：実際に68名もの外国の方の受け入れをされているお声を聞かせていただきました。実際にたくさんの方が、日本にも、また各それぞれの市町にもおいでだと思います。その中で、人権が侵害されるようなことがあってはいけません、今おっしゃっていただきました人権を基準にした取り組みは非常に大事なことと思われ、この後、外国人の人権につきましても、きちっと見つめていければというふうに思っております。

それでは33ページから36ページにまたがります部分について、全般に関わりまして、ご意見をお願いします。

K 委員：155番ですが、これ前回からちょっと違和感を感じていまして、この内容が見舞い金を支給するという内容なのです。目標は見舞い金支給率100%。見舞い金を支給するからにはある規定或いは基準があって支給されると思いますので、これは日常業務ですので、日常管理としてここに取り上げるというのは、あまり適切ではないというふうに思いました。むしろ危機管理課ですから、業務内容は

詳しくはわかりませんが、パンデミックとか自然災害とかが発生した場合、そういったときにどういった人権を確保するのかということが、より重要なのかなというふうに思います。でも、もちろんそういう取り組みをされていると思いますので、そういった観点で、ここは項目設定をされるとより良い活動になるというふうに思います。

会 長：人権政策課でお願いします。

人権政策課：

危機管理課の方は本日、参加しておりませんので、こちらの方からまたお伝えさせていただきます。犯罪、被害者見舞い金につきましては、要綱等で定められた中で、審査をされた上で、支給の方、決定させていただいて、見舞い金の支給をさせていただいているという状況です。事務的な内容になりますので、この辺りについては、少し見直しの検討をいただくような形で、申し伝えたいと思います。

K 委員：はい。

G 委員：私がこの場において昨年来ずっと繰り返し申し上げている、パートナーシップの件に関してございます。

今回の審議会で、学習会としてDVDで、LGBTについて理解をしようという機会を設けていただき御礼申し上げます。35 ページ 153 番の一番上において、次年度に向けた課題として、書いていただいているそれが、今回のような学習かなというふうに理解しています。

この 153 番の次年度に向けた課題の上の方の 5 行目から下に、社会全体の性的マイノリティに対する理解や周知啓発を行う必要がある。というふうに課題をとらまえていると、いろんところで、啓発の一角、そうしていきましょうということだというふうに理解しております。

ところで、そういう活動云々について本当にこれでいいのかという点です。実はこれはずっと昔から繰り返し言われていると思います。去年の 6 月に国会で、いわゆる LGBT 理解増進法が成立しました。しかしその法案の中の努力化でございます。そういう中において、理解を増進しましょう、云々で本当に問題が解決すると私は理解しておりません。何が必要なのか、制度を作ることが必要と、制度を作るのは、当然国の方が考えることで、民法の問題とかいろいろお話しさせてもらいました。裁判所の方に於いてもいろいろな見解で若干のズレがあると思います。

その中において、滋賀県に於いても、パートナーシップ宣言は彦根市だけだという話がありましたけどもそれから以降、米原市、近江八幡市において制定されており、滋賀県においても、来年度に向けて、制定をしていこうという方向。長浜市は、確か今年の 4 月に制定されるのではなかろうかなと思います。草津市に

においては現在、この人権擁護審議会に市の方から諮問がされて、もう答申が出てくるのかなというのかなという時期だと思います。草津市についてはその答申を受けて、どうしていくのか考えようといわゆる制度、結構ということでありませう。

栗東市においては、そんな研修会議、会議が周知啓発の必要がある、或いは下の方に情報収集や制度についての理解を行う必要があると認識しておられるというふうにはこちらは理解させていただいています。

それらについて、昨年度もそれからもう一步踏み込めないかというような話もさせてもらいました。まだ、そこについて、共通理解、審議会の中においても、審議会の委員でもそれぞれ温度差があるのものであろうというふうなことも、去年、会長の方からも話がありました。是非とも、今日の学習会が終わったあと時間があればそれぞれ審議会の委員として、そういうことについてどういうふうには理解しているか、思っておられるかという意見を聞かせてもらえたらありがたいなと思っています。

会 長：前回からもずっと繰り返し、この件については一緒に勉強していく機会が設けられたらということでしたので、当初は当事者の方っていいんでしょうか、関係されます方に声をかけさせていただいて、この場でお話を聞かしていただけるといいかと、事務局の方も随分苦労して、検討もしていただきました。なかなか日程等が合わなかったということで非常に残念なことになってしまったのですが、それでもなおかつこうしたビデオを通しながらでも、1回勉強することが大事だろうということで、計画をさせていただいたところです。G委員の方からも、もう少し踏み込んで、今後の展望みたいなものを欲しいということでしたけど、このあたり人権政策課長いかがですか。

G 委 員：その前に、会長からそういうふうには教えていただきありがとうございます。私の考えとしてですが、理解を進めていくのではなくって、この場は、そういう制度についてどうしていくのか、LGBTについて、どういうことなのかってことを理解するのではなくてこの審議会は、それを具体的にどうしていくのか、じゃ制度化に向けてどうするのだということを考えていただきたいなと。市、事務局の方ではなかなかそれは難しいと思います。法律があるなかで、類似項目をどうとらえるかという所で、その枠をはみ出すことはなかなか難しいでしょうが、こちらの方から市の方に対して、市の議会に対して働きかけて欲しいと思い申しました。それについては、会長の方からいろんな意見があるだろう、まだわかりませんがということから、ぜひとも制度を作ることに對して皆さんどう思われるのか教えて頂きたい。じゃ、理解しましょう、あっそうだねってことで終わるのでなくて、会の皆さんとして共通した認識というものを次の段階で協議をお願いできればと思っています。



会 長：G委員がそういうふうにおっしゃっていただいております部分ですが、前も申しあげていましたように、委員の皆様方の、それぞれ思い考え方もあろうかと思えますし、まだまだワンステップから進めていかなければならないことがいっぱいあろうかと思えます。情報的には、社会の流れや、新聞も含めながら、いろいろ情報を入手されている部分もあろうかと思えますし、この委員会の中でも、今日まで、ご意見を賜りながら、どう進めていくかという事については、一定、前向いて考えていったらいいのではないかというご意見もいただいておりますので、まず今日はDVDを見せていただく形で、実際に皆様方がどういうふう理解していただくのかというところからのスタートではなかろうかと思っております。そこはG委員一気に制度・制度ということではなく、ちょっとご理解をいただきながら、考えていければと思っておりますのでご理解していただければありがたいと思えます。

G 委 員：ありがとうございます。私がお願いしている内容では、決して無理というのではなくて、ごく一般の市民として、県民として、国民として普通にあたりまえに生きるということ。それは誰でもやっています。それを同じように、揶揄、思慮、そういう人を社会のいろんな目で見るとはなく、同じように生きるということについて、きちっとお互い確認し合っていきたいなど。そのためにも制度が必要。それは当然、民法を変えないとできませんけど、民法のこの段階で県の教育白書はございません。最低限できるのはこの段階ではそういう宣言を申す事によって、同じ市民だということについて落ち着けていこうということをきちっと考えていく必要があるのではなかろうかと思っております。

会 長：まずは、勉強しましょう。そこからだと思いますので、よろしくお願いします。人権政策課長、先ほどG委員さんの意見の中に、ここは前を向いてというようなことがありましたがその辺はどうですか。

人権政策課：

以前からお答えさせていただいておりますように、滋賀県や近隣市の方でも、パートナーシップ宣言制度につきましては進められているところですので、栗東市においても検討が必要になってくるだろうと考えております。ただ、その考え方をどのように進めていくかについては、今後、近隣市の状況、やり方を検討させていただいた上で決めていきたいと考えております。その足がかりとしまして、先ほど会長の方からもありましたように、本日はまずDVDを委員の皆様にご覧いただきながら、今後につなげていきたいと考えているところです。

K 委 員：私は企業の立場からご出席しておりますので3点ほど申しあげたいと思えます。これ全体に関わることなのですけども、まず1点目、目標値なのですけども、目

標値って書いてありますように値を書くと、数字を書くということなのですが、全体を見ると、目指しますとか支援しますとか配慮しますとかそう努めますとか、そういう内容が見うけられます。そうすると評価できません。自己裁量で評価してしまうと、そうじゃなしに、誰が見ても第三者が見ても同じような評価になるということで数値目標を書かれるというのがいいのかなと思います。

次に2点目ですけど、数値目標ですけど会議を年12回開催しますとかいう、確かに数値目標であるんですけどこの数値目標というのは課題を達成するための数値目標であるべきだと思います。会議を年12回開催したので目標は達成しました。でも結局課題はどうなのっていうところが見えてこないのやっぱり課題を達成する数値目標にすべきなのかなと思います。これ新規案件なら最初の取り組みとして会議を開催するというのはわかるんですけど、継続案件であれば、やはり課題解決をするという視点で、目標設定すべきだというふうに思います。

3点目ですけどもこの1番2番にも関連するのですが、この表のタイトルのところ、内容、目標値、実績ってありますけどこの内容のところを、表現として課題及び取り組み内容というふうに明確に課題はこうなのだと、それに対してこう取り組むのだというふうにするのがいいと思います。内容、括弧書きで書くのか、もうズバリ課題及びその取り組み内容というふうに書くのか。課題はこうだとだからどういうふうに取り組むと、その課題を達成するための目標値はこうなのだというストーリーで展開されるとよりよい活動になるのかなと思います。まずは課題を明確にする。課題についても栗東市の人権意識調査でかなりいろんな課題っていうのがかなり明らかになっていますので、使わないともったいないなというふうに思いますので、そういうのを活用しながら、課題解決されるといいというふうに思いました。

会 長：表全体に関わります部分で、今ご意見を賜っておりますので、こちらの方についてはまた事務局の方でご検討いただけますか。

H 委員：答えを求めようとは思っていませんが、16番の部落差別・同和問題の件で、目標値のところ、人権擁護委員ならびに人権擁護推進の啓発活動というような文面があちこちでよく書かれております。人権擁護委員さんは、もうご存じのように、法務大臣から委嘱されて、人間侵害とか差別問題について、また身近な問題に市民の方から相談を受けておられるということで、明確になっているかと思えます。かねがね人権擁護推進員ということについて、何回か人権政策課が担当ですので、話をさせて頂いているのですが、どういうふうに思っているのかという答えがなかなか返ってきません。そういった中で、私たちは、人権擁護委員さんみたいに倫理がしっかりしていれば、いろんなことに対応ができるでしょうけども、人権擁護推進員っていうのをどのように考えておられるのかが、明確になっていない。ただ、啓発活動をするということは、私たちは大事なことやと

いうふうに思っています。そういった中で、この問題も、私だけではなく、人権擁護・人権同和教育推進協議会というようなことで、やはり 100 名近い人がいる中で、そしてまた、いろんなセミナー関係で、いろんなお手伝いをされているかというふうに思います。人権擁護推進員という、何かの形といいますか土台といいますか、そういったことを、どのように思っているのかということをやっと、言わせていただきました。すぐに答えを求めようと思っていまいませんけども、話を再三させていただいているのですが、あえてこの場で言わないと全然答えが出てきませんので、あえてこの場を借りて言わせていただきました。

会 長：今話が出て参りましたので、人権擁護委員のC委員の方から、特に人権擁護委員は大きく3つの仕事があるかと思っておりますので、3つをアピールしておいていただけますとありがたいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

C 委 員：具体的に人権擁護委員の3つの仕事と言われましても、ちょっと頭の中で結構整理ができないのですけれども、具体的に人権政策課の方と連携して活動しておりますので、その手応えというのは感じております。答えにならないかもしれないですけど、今回こうやって、細かな政策に評価をするということで、評価そのものもすごく難しかったと思います。K委員さんがおっしゃったようなことも私はもうその通りだと思いましたが、また評価の文面に現れていない具体的な支援とかサポートがあるということです。すごく心強い思いをしました。M委員の、具体的なお話にも感銘を受けた次第です。具体的に、ちょっと引がかかったのですが、例えば、外国人のところの2という評価をされている143番でボランティアの技能向上である、ボランティアに対しての技能向上を言われるのであれば、その保障が必要なのかなあというふうに思ったりしましたし、また女性のところのアンケートですけれども、夫が外で働き妻は家庭を守るべきと、こういう質問を上げるということは今の時代にどうなのだろうか。それを是とするのが70%。ちょっとこのパーセンテージもそれを高いって見るのか低いと見るのかというところ、ちょっと細かいことですが思ったことです。

会 長：人権擁護委員の、3つの仕事と言いました1点目は「人権相談」これが人権擁護委員の主な任務です。2点目が「啓発活動」やはり差別をなくしていく人権を尊重していこうという啓発活動を進めていく。3点目は人権侵害を受けた人のための「救済活動」この3つが、人権擁護委員の活動でありますので、これを、先ほどH委員さんがおっしゃっていただきました人権擁護推進員が各市町にいらっしゃるし、これは市(町)長が任命されていくものだろうと思われまので、この方々の人権擁護委員の活動に沿って、ともに人権擁護推進員の動きがあるかというふうに思われます。その辺り、今どういうふうになっているのか、整理をして欲しいということでしたので、これは課長の方、整理をしていただいて、よろしくお願いいたします。

それでは、連絡事項として事務局のお願いができますでしょうか。

## その他

次回審議会：2024（令和6）年7月11日（木）午後 開催予定

## 閉会

～会長あいさつ～

---

## 学習会

DVD 鑑賞「性の多様性と LGBT Q<sup>キュープラス</sup> + ～誰もが自分らしく生きるために～」